

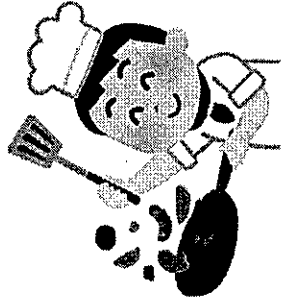
行方市飲食店等応援給付金

を支給します

◆ 給付額 — 1事業者 25万円

◆ 対象者 — 市内に住所を有する個人事業者または市内に本社をおく法人で、次のすべてに該当すること。

- ① 食品衛生法第52条第1項に基づき営業許可を受け、市内で飲食店、喫茶店(ともに飲食させるための客室があること)を営んでいること。
- ② 店舗の令和元年1年間の売上が、給付額(25万円)を上回っていること。
- ③ 「いばらきアムビエちゃん」(茨城県新型コロナウイルス感染症の



発生の予防と社会活動との両立を図るための措置を定める条例)に登録していること。

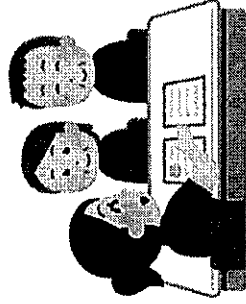
④ 申請時点で、事業を継続する意思があること。

◆ 対象外の方 — ① 申請時点で、市税等に滞納がある方。
② 行方暴力団排除条例に規定する暴力団、もしくは暴力団と関係がある方。

◆ 申請方法 — 次の書類により、行方市商工観光課で申請してください。

① 申請書兼請求書

市商工観光課窓口で請求、または市ホームページからダウンロード(両面印刷)してください。



② 事業を営んでいることが確認できる書類

食品衛生法に基づく営業許可証の写し

③ 令和元年1年間の売上が確認できる書類

令和元年度の確定申告書等の写し

④ 客室があることを証明できる書類

客室の写真等

⑤ 事業代表者名義の通帳の写し

給付金の振込先となります。

⑥ 事業代表者の確認ができる書類

運転免許証、マイナンバーカード等

⑦ 感染症防止対策宣誓書(いばらきアムビエちゃん)の写し など

◆ 申請期間 — 令和3年2月1日(月)から同年2月26日(金)まで

申請とお問い合わせは、

行方市商工観光課 (北浦庁舎1階 電話 0291-35-2111) まで